

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）が通院に要した費用の一部は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 13 条第 2 項「政府が必要と認める療養の範囲」等による支給要件を満たしているとして、これを不支給とした原処分を一部取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、事業場内で転倒し左肩を机に強打し、〇〇整形外科病院に搬送されたところ、「左肩関節脱臼骨折」と診断され、外来通院により加療した。

その後、請求人は、本件通院加療に伴う通院費用として、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの分を労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付（通院費）を請求したところ、監督署長は、労働者災害補償保険法第 13 条第 2 項に規定する療養の範囲には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

会社の近くの病院に救急車で運ばれ、通院しており、自分で選んで病院を決めた訳ではないのに、通院のための交通費が支給されないのは納得できない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人は、本件負傷以降は会社を休業しており、〇〇市の自宅から隣接の△△市の〇〇整形外科病院へ通院した。しばらくして主治医に自宅近院への転医を申し出たが、紹介状がもらえず、同院への通院を約 5 か月間続けることになったと申述している。

(2) 〇〇整形外科病院は請求人の居住地と同一の市町村内に存在する医療機関ではないこと、また、請求人の居住地には本件傷病の診療に適した労災指定医療機関が存在しており、交通の利便性からも同院へ通院する方が合理的であるとは認められない。さらに請求人が入院した事実は認められない。

以上から、労働者災害補償保険法第 13 条第 2 項に規定する療養の範囲には該当しない。

4 審査官の判断

(1) 請求人は、負傷当日、救急車で〇〇整形外科病院に搬送され、治療を受けたが入院はせず、車通勤であったものの交通機関を利用して自宅に帰宅したものである。以降、約 5 か月間通院し、この通院のために交通機関を利用している。

(2) 負傷当日の〇〇整形外科病院から自宅までの通院については、当日の傷病の状態では通勤に利用していた車を運転して帰宅することは到底不可能であったと考えられ、交通機関を利用せざるを得なかったことが明らかであることから、判断要件の「災害現場等から医療機関への移送」に該当するものと判断する。

したがって、当日の移送費は支給して差し支えないものとする。

(3) 負傷日の翌日以降について、住居地の〇〇市から隣接の△△市の〇〇整形外科病院に通院しているが、請求人の傷病名や療養の経過から見て同病院への通院しなければならない特段の理由を認めることができない上、請求人の居住地〇〇市内には本件傷病の治療に適した労災指定医療機関が多数存在することから、「同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災医療機関等が存在しない場合」や「交通事情等の状況から隣接する市町村内の労災指定医療機関等への通院のほうが、利便性が高いと認められる場合」に該当しないため、この通院費については支給することができないものと判断する。

(4) 以上から、監督署長が請求人に対して負傷日当日分の通院費を支給しないとした旨の処分はこれを取り消すこととし、その余の移送費を支給しないとした旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。